

国立大学法人富山大学期末手当， 勤勉手当及び期末特別手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定	平成 17 年 12 月 1 日改正	平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 12 月 25 日改正	平成 20 年 3 月 11 日改正	平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 21 年 5 月 28 日改正	平成 21 年 12 月 1 日改正
平成 22 年 12 月 1 日改正	平成 24 年 4 月 1 日改正	平成 26 年 7 月 8 日改正
平成 26 年 11 月 25 日改正	平成 28 年 2 月 22 日改正	平成 29 年 1 月 24 日改正
平成 30 年 2 月 27 日改正	平成 31 年 1 月 29 日改正	令和元年 9 月 24 日改正
令和元年 12 月 24 日改正	令和 4 年 9 月 27 日改正	令和 4 年 10 月 25 日改正
令和 5 年 1 月 24 日改正	令和 6 年 1 月 23 日改正	令和 7 年 3 月 4 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 26 条から第 28 条までの規定による期末手当， 勤勉手当及び期末特別手当の支給については， 別に定める場合を除き， この細則の定めるところによる。

(期末手当の支給を受ける職員)

第 2 条 給与規則第 26 条第 1 項の規定で定める「それぞれ在職する職員」には， 基準日に退職し， 又は解雇された職員及び基準日に新たに職員となった者を含む。

第 3 条 給与規則第 26 条第 4 項第 2 号ロに定める「国の機関又は他の法人等」とは， 次に掲げる職員とする。

イ 国立大学法人， 大学共同利用機関法人， 独立行政法人国立高等専門学校機構， 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構， 独立行政法人国立青少年教育振興機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「国立大学法人等」という。）の職員

ロ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）

ハ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和 29 年法律第 141 号)の適用を受ける職員

ニ 検察官

ホ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員

ヘ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち， 基準日に相当する日前に当該公庫等を退職し， その退職に引き続き本学の職員となった場合に当該職員に対して期末手当， 勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与を支給しないこととしている職員（引き続き職員となった場合で， 人事交流によるものであり， かつ， 学長が認めた場合に限る。）

ト 地方公務員（引き続き職員となった場合に限る。）

2 期末手当について， 給与規則第 31 条第 8 項ただし書きの規定に定める職員は， 同規則第 26 条第 4 項第 2 号ロに掲げる職員とし， これらの職員には期末手当を支給しない。

(期末手当に係る在職期間)

第4条 給与規則第26条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 給与規則第26条第4項第1号ハ及びホに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業規則により育児休業及び出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）（次に掲げる育児休業等を除く。）をしている職員、介護休業規則により介護休業をしている職員及び給与規則第26条第4項第1号ヘに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 当該育児休業等の承認に係る期間の全部が子の出生後8週間（出産予定日前に子が生まれた場合は誕生日から出産予定日の8週間後まで、出産予定日後に子が生まれた場合には出産予定日から誕生日の8週間後まで）以内にある育児休業等であって、当該育児休業等の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）（出生時育児休業中の就業日を除く。）が1箇月以下である育児休業等

ロ 当該育児休業等の承認に係る期間の全部が子の出生後8週間（出産予定日前に子が生まれた場合は誕生日から出産予定日の8週間後まで、出産予定日後に子が生まれた場合には出産予定日から誕生日の8週間後まで）以内にある育児休業等以外の育児休業であって、当該育児休業等の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 次に掲げる休職の期間を除く休職にされていた期間については、その2分の1の期間

イ 業務上の傷病（通勤災害によるものを含む。）による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間

ロ その他特別の理由により休職にすることが適当と認められる休職期間のうち特に学長が認める期間

(4) 育児休業規則により育児短時間勤務をしている職員については、短縮された勤務時間の短縮分の2分の1の期間

第5条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 国立大学法人等の職員のうち、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（この条において以下「期末手当等」という。）に相当する給与の支給について、当該国立大学法人等の職員が本学の職員となった場合に当該職員に対して期末手当等に相当する給与を支給しないこととしている国立大学法人等の職員

ロ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）

ハ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

ニ 検察官

ホ 特定独立行政法人のうち、期末手当等に相当する給与の支給について、当該特定独立行政法人の職員が本学の職員となった場合に当該職員に対して期末手当等に相当する給与を支給しないこととしている特定独立行政法人の職員

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 特定独立行政法人のうち、期末手当等に相当する給与の支給について、当該特定独立行政法人の職員が引き続き本学の職員となった場合に当該職員に対して期末手当等に相当する給与を支給しないこととしている特定独立行政法人の職員

ロ 公庫等職員のうち、期末手当等に相当する給与の支給について、本学の在職期間を当該公庫等職員の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該公庫等を退職し、その退職に引き続き本学の職員となった場合に当該職員に対して期末手当等に相当する給与を支給しないこととしている職員（人事交流によるものであり、かつ、学長が認めた場合に限る。）

ハ 地方公務員のうち、期末手当等に相当する給与の支給について、本学の在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員

ニ 本学の契約職員等

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(役職段階別加算職員の指定)

第6条 給与規則第26条第2項(2)の役職段階別加算表の職員欄の「別に定める職員」は、次の表に掲げる職員で基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)の号給が次の表に掲げる号給以上であるものとする。

職 員	号 給
教育職(一)2級の職員	29号給
教育職(一)1級の職員	81号給
教育職(二)2級の職員	49号給
教育職(三)2級の職員	61号給
医療職(一)2級の職員	49号給
医療職(二)2級の職員	61号給

2 給与規則第26条第2項(2)の役職段階別加算額表の加算割合欄の「別に定める職員」は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職本給表(一)5級及び4級の職員については、学長が定めた人数枠の中で決定した者

(2) 教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の2級の職員については、基準日現在の号給が次の表に掲げる号給以上の職員

職 員	号 給
教育職(二)2級の職員	121号給
教育職(三)2級の職員	133号給

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条 給与規則第26条第5項、第6項及び第7項に規定する在職期間は、職員として在職

した期間とする。

- 2 第5条第1項第1号イからホまでに掲げる者及び同項第2号イからニまでに掲げる者が引き続き職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第8条 学長は、給与規則第26条第8項に規定する一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行なう場合は、別紙様式に基づき通知するものとする。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第9条 給与規則第26条第6項の規定により一時差止処分を受けた職員は、その取消しの申立てを行う場合は、その理由を明示した書面を、学長に対して提出しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第10条 学長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第11条 第2条及び第3条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 給与規則第27条第2項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 給与規則第27条第3項第1号ロ及びニに掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業規則により育児休業等(第4条第2項第2号イ及びロに掲げる育児休業等を除く。)をしている職員、介護休業規則により介護休業をしている職員及び給与規則第27条第3項第1号へに掲げる職員として在職した期間
- (3) 次に掲げる休職の期間を除く休職にされていた期間
 - イ 業務上の傷病(通勤災害によるものを含む。)による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間
 - ロ その他特別の理由により休職にすることが適当と認められる休職期間のうち特に学長が認める期間
- (4) 給与規則第34条の規定により減額された期間
- (5) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の業務上負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))を除く。)により勤務しなかった期間が、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第7条に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (6) 育児休業規則第 15 条又は介護休業規則第 13 条の規定に基づく部分休業により勤務しなかった期間及び出生時育児休業中の就業日において出生時育児休業により勤務しない期間の合計が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間（業務傷病等、特別休暇、年次休暇等により全期間勤務しなかった場合も、これに該当する。）
- (8) 育児休業規則により育児短時間勤務をしている職員については、短縮された勤務時間の短縮分

第 13 条 第 5 条第 1 項の規定は、前条に規定する職員として在職した期間の算定に準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の支給総額)

第 14 条 勤勉手当の支給総額は、学長が別に定める額の範囲内とする。

(勤勉手当の成績率)

第 15 条 勤勉手当の成績率は、当該職員の勤務評定記録書又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内で学長が定める。

- (1) 基準日以前 6 箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 138（特定幹部職員にあつては、100 分の 162.5）
- (2) 評定期間における勤務成績が優秀な職員（前号に該当する職員を除く。）100 分の 116（特定幹部職員にあつては、100 分の 141.5）
- (3) 評定期間における勤務成績が良好な職員（前 2 号に該当する職員を除く。）100 分の 101（特定幹部職員にあつては 100 分の 121）
- (4) 評定期間における勤務成績が不良であった職員 学長が定めた割合

(優秀者の選考)

第 16 条 前条第 1 号及び第 2 号に定める職員は、別に定める方法により学長が選考する。

2 前条第 2 号に定める職員に係る推薦数は、各学系又は各部局の現在員（6 月期にあつては 4 月 1 日、12 月期にあつては 10 月 1 日）に基づき学長が定める。

(期末特別手当の支給を受ける職員)

第 17 条 第 2 条及び第 3 条第 2 項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

(期末特別手当に係る在職期間)

第 18 条 給与規則第 28 条第 2 項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定は、前項の期間の算定について準用する。

(期末特別手当の減額)

第 19 条 給与規則第 28 条第 2 項の規定による「別に定める額」は、勤務成績に応じ学長が定める。

(期間の計算について)

第 20 条 第 4 条、第 5 条、第 12 条、第 13 条及び第 18 条の期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法第 143 条の例により、応答日の前日をもって 1 月として計算する。
- (2) 1 月に満たない期間が 2 以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は 7 時間 45 分をもって 1 日とする。
- (3) 第 4 条第 2 項第 2 号イ及びロの「育児休業等の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間とその一部または全部が重複する育児休業等の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業等の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日又は当該承認が取り消された日とする。）までの期間をいう。
- (4) 第 12 条第 2 項第 5 号に規定する「勤務しなかった期間」とは、病気休暇の期間及び富山大学安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）第 24 条に規定する就業禁止（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認められる場合に限る。）の期間をいう。ただし、安全衛生管理規則第 23 条に基づき事後措置としての軽勤務のための時間単位の病気休暇及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についての病気休暇は含まれない。

(本給月額等の取扱い)

第 21 条 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の計算の基礎となる本給月額等は、次に定めるところによる。

- (1) 休職者の場合には、給与規則第 31 条に規定する支給率を乗じない本給月額等
- (2) 給与規則第 34 条、育児休業規則第 15 条及び介護休業規則第 13 条に規定する部分休業、出生時育児休業中の就業日において出生時育児休業により勤務しない時間がある場合又は減給処分により給与が減額される場合には、減額前の本給月額等

(端数計算)

第 22 条 給与規則第 26 条第 2 項の期末手当基礎額、同規則第 27 条第 2 項の勤勉手当基礎額又は同規則第 28 条第 2 項の期末特別手当基礎額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行し、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 20 年 3 月 11 日から施行し、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(期間の計算における経過措置)
- 2 平成 21 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当におけるこの細則による改正後の第 20 条の適用については、「7 時間 45 分をもって 1 日とする。」とあるのは「7 時間 45 分をもって 1 日とする（当該期間のうち平成 21 年 4 月 1 日前の期間については、8 時間をもって 1 日とする）。」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。
(勤勉手当の成績率)
- 2 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、第 15 条第 1 号中「基準日以前 6 箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 100（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）」とあるのは「基準日以前 6 箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 93（特定幹部職員にあっては、100 分の 111.5）」と、同条第 2 号中「評定期間における勤務成績が優秀な職員（前号に該当する職員を除く。） 100 分の 85（特定幹部職員にあっては、100 分の 110）」とあるのは「評定期間における勤務成績が優秀な職員（前号に該当する職員を除く。） 100 分の 79（特定幹部職員にあっては、100 分の 98）」と、同条第 3 号中「定期間における勤務成績が良好な職員（前 2 号に該当する職員を除く。） 100 分の 72（特定幹部職員にあっては 100 分の 92）」とあるのは、「評定期間における勤務成績

が良好な職員（前 2 号に該当する職員を除く。） 100 分の 67（特定幹部職員にあつては 100 分の 82）とする。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（勤勉手当の成績率）

2 平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、第 15 条第 1 号中「100 分の 118」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 2 号中「100 分の 104」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 号中「100 分の 87」とあるのは「100 分の 92」とする。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（勤勉手当の成績率）

2 平成 22 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、第 15 条第 1 号中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 86」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 111」と、同条第 2 号中「100 分の 76」とあるのは「100 分の 73」と、「100 分の 101」とあるのは「100 分の 98」と、同条第 3 号中「100 分の 65」とあるのは「100 分の 62」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 82」とする。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

（勤勉手当の成績率）

2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、第 15 条第 1 号中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 124.5」とあるのは「100 分の 134.5」と、同条第 2 号中「100 分の 84」とあるのは「100 分の 92.5」と、「100 分の 109.5」とあるのは「100 分の 118」と、同条第 3 号中「100 分の 72」とあるのは「100 分の 79.5」と、「100 分の 92」とあるのは「100 分の 99.5」とする。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、第 15 条第 1 号中「100 分の 106.5」とあるのは「100 分の 113」と、「100 分の 131」とあるのは「100 分の 137.5」と、同条第 2 号中「100 分の 89.5」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 121」と、同条第 3 号中「100 分の 77」とあるのは「100 分の 82」と、「100 分の 97」とあるのは「100 分の 102」とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 29 年 1 月 24 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 12 条第 2 項第 6 号の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の 113」とあるのは「100 分の 119.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 144」と、同条第 2 号中「100 分の 95」とあるのは「100 分の 100.5」と、「100 分の 120.5」とあるのは「100 分の 126.5」と、同条第 3 号中「100 分の 82」とあるのは「100 分の 87」と、「100 分の 102」とあるのは「100 分の 107」とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。ただし、教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の職員にあっては、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 平成 29 年 12 月に教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の職員に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の 119.5」とあるのは「100 分の 126」と、「100 分の 144」とあるのは「100 分の 150.5」と、同条第 2 号中「100 分の 100.5」とあるのは「100 分の 106」と、「100 分の 126」とあるのは「100 分の 131.5」と、同条第 3 号中「100 分の 87」とあるのは「100 分の 92」と、「100 分の 107」とあるのは「100 分の 112」とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 15 条の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 126」と、「100 分の 147」とあるのは「100 分の 150.5」と、同条第 2 号中「100 分の 103」とあるのは「100 分の 106」と、「100 分の 128.5」とあるのは「100 分の 131.5」と、同条第 3 号中「100 分の 89.5」とあるのは「100 分の 92」と、「100 分の 109.5」とあるのは「100 分の 112」とする。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和元年12月24日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第15条の規定の適用については、同条第1号中「100分の125.5」とあるのは「100分の129」と、「100分の150」とあるのは「100分の153.5」と、同条第2号中「100分の105.5」とあるのは「100分の108.5」と、「100分の131」とあるのは「100分の134」と、同条第3号中「100分の92」とあるのは「100分の94.5」と、「100分の112」とあるのは「100分の114.5」とする。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和5年1月24日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第15条の規定の適用については、同条第1号中「100分の132」とあるのは「100分の138.5」と、「100分の156.5」とあるのは「100分の163」と、同条第2号中「100分の111」とあるのは「100分の116.5」と、「100分の136.5」とあるのは「100分の142」と、同条第3号中「100分の96」とあるのは「100分の101」と、「100分の116」とあるのは「100分の121」とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和6年1月23日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

2 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第15条の規定の適用については、同条第1号中「100分の135」とあるのは「100分の138.5」と、「100分の159.5」とあるのは「100分の163」と、同条第2号中「100分の113.5」とあるのは「100分の116.5」と、「100分の139」とあるのは「100分の142」と、同条第3号中「100分の98.5」とあるのは「100分の101」と、「100分の118.5」とあるのは「100分の121」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和7年3月4日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率)

- 2 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第15条の規定の適用については、同条第1号中「100分の138」とあるのは「100分の141.5」と、「100分の162.5」とあるのは「100分の166」と、同条第2号中「100分の116」とあるのは「100分の119」と、「100分の141.5」とあるのは「100分の144.5」と、同条第3号中「100分の101」とあるのは「100分の103.5」と、「100分の121」とあるのは「100分の123.5」とする。

別紙様式

一時差止処分書

被処分者氏名	
所属	氏名
一時差止処分の内容	
一時差止処分発令日	年 月 日
国立大学法人富山大学長 印	